

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会

電気用品整合規格検討ワーキンググループ（第12回）

議事録

日時：平成30年1月23日（火曜日）10：00～11：30

場所：経済産業省別館2階227会議室

議題

- ・ 整合規格案の確認について
- ・ 今後提案予定のある製品規格の概要について

議事内容

○遠藤課長補佐　それでは、定刻でございますので、ただいまから産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会の第12回電気用品整合規格検討ワーキンググループを開催させていただきます。

委員の皆様にあられましては、ご多忙のところ、また、昨日の大雪による足元の悪い中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、以後の議事進行につきましては、三木座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○三木座長　おはようございます。本当に昨日ではなくてよかったと思いますけれども、それでは、まず議事に入る前に、委員の出欠の確認をお願いいたします。

○遠藤課長補佐　岩本委員、持丸委員及び熊田委員のお三方より事前にご欠席のご連絡をいただいております。あと、梶屋委員と三浦委員にあられましては、遅れて到着されます。本日は現時点で7名の委員にご出席いただいております。

○三木座長　ありがとうございます。委員の出席者が過半数を超えておりますので、定足数に達しております。本日のワーキングが成立していることを確認いたします。

それでは、配付資料の確認を事務局よりお願いします。

○事務局（三宅）　お手元のiPad資料と紙の資料をご確認ください。まず議事次第です。次に、資料1、ワーキンググループの委員名簿です。資料2「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について」です。資料2別添1、整

合規格（案）の一覧です。続きまして、資料2別添2、規格の概要。次に、資料3、解釈案、別表第十二です。これが今回の整合規格（案）を別表第十二に採用した場合の仕上がり案となっております。資料4ですが、資料4—1から資料4—6は整合確認書ということで、それぞれの規格について技術基準省令の条文ごとにJ I S規格等の該当箇所を書き出した対比表でございます。最後に、資料5、今後提案予定のある製品規格の概要についての一覧です。資料5別添1、それらの規格の概要でございます。

以上です。何か不具合等ございましたら、お申しつけください。

○三木座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。それでは、議事に入りたいと思います。前回、9月に行いました第11回ワーキングでは、20規格のJ I S等についてご確認いただき、12月1日付で整合規格として採用されたところでした。

本日は、電気洗濯機などの6規格のJ I Sについて技術基準省令に適合しているかの確認を行いたいと思います。

まず、今回審議する整合規格（案）の概要について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（長澤） 今回、6規格について整合規格としてご確認いただきたいと考えております。資料2をごらんください。

まず、資料2の1の概要についてですが、こちらは今までどおり迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJ I Sの最新版への見直しを行ってまいります。

続いて、資料2の改正の内容ですが、改正する規格数は、採用済みのJ I Sをより新しい版のI E C規格に準拠したJ I Sに置きかえる規格が3規格、未採用のJ I Sを新たに採用する規格が3規格となっております。

今後のスケジュールについてですが、会議終了後、速やかに2月上旬から30日間パブリックコメントを行いまして、3月以降に改正及び施行を行う予定です。ただし書きは今までどおり施行から3年間は、なお置きかえる前のJ I S規格又は別紙によることができるものとしまして、猶予期間を設けたいと考えております。

資料変わりました、別添1をごらんください。こちらは、本日も審議いただきます6規格の一覧となっております。

続いて、資料2の別添2をごらんください。規格の概要についてご説明したいと思います。

す。

1 番目の規格、J60335-2-7、採用します J I S は JIS C 9335-2-7、電気洗濯機の個別要求事項となっております。

この規格が適用される範囲は、定格電圧が単相機器の場合には250V以下、その他の機器の場合には480V以下の布及び織物を洗濯するための家庭用及び同等の目的の電気洗濯機の安全性について規定されております。

対象となります電気用品については、電気洗濯機となっております。

主な改正内容としましては、対応する国際規格が改正されたことによって、それに合わせて J I S が改正されたものとなっております、内容としましては、安定性や機械的危険の項目で200mmを超える開口寸法と60dm³又は60リットルを超えるドラム容量をもつ前面開放扉つき機器の場合で、子供が中に入っても内側からあけられることを要求する規定の追加や、耐久性の項目におきまして、ふた又はドアのインターロックに関する規定が追加される改正が行われております。

続いて、2 番目の規格、J60335-2-82、サービス機器及びアミューズメント機器の個別要求事項となっております。

適用範囲につきましては、業務用のアミューズメント機器及び業務用個人向け電気サービス機器の安全性について規定されております。

対応する電気用品名としましては、電気乗り物、その他の電動力応用遊戯器具、電気遊戯盤などとなっております、主にゲームセンターだとかアミューズメント施設で使われている機器が対象となっております。

主な改正内容としましては、対応する国際規格が改正されたことに伴いまして、構造の項目でプログラマブル電子回路によって制御される機器に対して、同時起動によって機器が危険な状態になってはならないことを求める規定が追加されております。

ページめくりまして、3 番目の規格、J60335-2-84、トイレ機器の個別要求事項となっております。

この規格の適用範囲ですが、人体の部分的な洗浄又は乾燥を行い、トイレの使用者に快適感又は清潔感を与えることを目的としたトイレ機器の安全性について規定されております。

対象となる電気用品名ですが、電気便座、自動洗浄乾燥式便器となっております。

主な改正内容としましては、対応する国際規格が改正されることに伴いまして、耐腐食

性の項目において、洗剤や小水に対して耐性を求める規定が追加される改正を行いました。

4番目の規格、J60670-31、採用するJ I SはJIS C 8462-31、家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第31部：合成樹脂製のボックス、エンクロージャ、その他の附属品及びケーブル配線用スイッチボックスの個別要求事項となっております。

この規格が適用される適用範囲は、定格電圧が交流600V、直流750V以下の屋内又は屋外用の家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備に用いられます電気アクセサリ用で合成樹脂製のボックスやエンクロージャ、その他の合成樹脂製附属品及び樹脂製のケーブル配線用のスイッチボックスの安全性要求事項について規定されております。

対象となります電気用品名は、合成樹脂製等の電線管類附属品となっております。

主な改正内容ですが、対応する国際規格はありませんが、新規に制定される規格となっております。

5番目の規格、J61084-3-1、採用するJ I SはJIS C 8471-3-1、電気設備用ケーブルトラッキング及びダクティングシステム—第3—1部、金属製線び、金属製線び用附属品及び金属製線び用ボックスの個別要求事項となっております。

適用範囲としましては、ケーブルトラッキング及びケーブルダクティングシステムの金属線び、金属製線び用附属品及び金属製線び用ボックスの電気的安全性について規定されております。

対象となります電気用品名ですが、金属製電線管類と金属製電線管類附属品となっております。

主な改正内容としましては、先ほど同様、対応する国際規格はありませんが、新規にJ I Sに制定された規格となっております。

ページをめくりまして、6番目の規格、J62560、採用するJ I SはJIS C 8156、一般照明用電球形LEDランプ—安全仕様となっております。

適用される範囲としましては、家庭用又はこれに類する一般照明用に使われ、かつ安定に点灯動作する装置と一体化した電球形LEDランプの要求する安全性及び互換性について規定されております。

対象となります電気用品名ですが、エル・イー・ディー・ランプとなっております。

主な改正内容は、対応国際規格が改正されたことに伴いまして改正し、内容としましては、異常動作状態における安全性及び光生物学的安全性などの要求が追加される改正を行

っております。

続いて、資料変わりました、資料3をごらんください。本日のご審議内容が予定どおり改正された場合の仕上がり案となっております。水色の網かけ部分は、今回のご審議によって新たに加わる予定の規格となっております、灰色の網かけ部分については、スケジュールどおり、3月以降に改正及び施行が行われた場合、猶予期間であります平成30年2月28日を過ぎておりますので、削除する予定の規格となっております。

説明は以上となります。

○三木座長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。——特にないようですので、引き続き、技術基準との整合確認書の審議に入ります。

資料2の別添1の一覧表に沿って上から順番に事務局から論点説明の後、質疑応答をいただくというように進めてまいります。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（長澤） 一覧表の1番から3番までの3規格は家電製品の規格でございますので、整合確認書の内容は類似しておりますので、まとめてご説明させていただきたいと思っております。

3規格の代表として、最初のJIS C 9335-2-7、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2—7部：電気洗濯機の個別要求事項についてご説明させていただきたいと思っております。

資料4—1をごらんください。整合確認書の概要につきましては、非該当の部分を中心にしてお説明させていただきたいと思っております。

こちら、非該当となっている箇所は非常に少なく、資料のページをめくりまして、ページ番号13になります。第二十条第1号については、こちらの表示の長期使用製品安全表示制度の表示についてですが、対象となっておりますので、非該当としております。

その後、ページをめくっていきますと、第3号については、電気洗濯機について長期使用製品安全表示制度の対象となっておりますので、該当となっております、それ以外の第二十条各号については対象外となっております、非該当となっております。

それ以外の資料4—2と4—3のJIS C 9335-2-82と9335-2-84については、法第二十条、長期使用製品安全表示制度は全て非該当とさせていただいております。それ以外の箇所については、該当となっております。

ご説明は以上となります。

○三木座長　　ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、あるいはご質問等ございますか。どうぞ。

○高橋委員　　まず、資料4-3の2ページ、第三条の第2項の、要するに取扱説明及び据付説明とありますよね。ここでクラス0 Iは接地しなければならないというように明確に書いています。ところが、洗濯機の場合に、私が見落としているのかもしれませんが、それがあのかどうか。クラス0 Iですから、当然接地をしなければならないという趣旨の説明は必要だと思うのですけれども、資料4-1が洗濯機ですよ。ちょっと見落としているのかもしれませんが、第三条のところをみても、それが出ていないのです。後で確認してください。

○三木座長　　今のでよろしいですか。

○事務局（長澤）　　はい。

○三木座長　　他にございますでしょうか。どうぞ。

○青柳委員　　素朴な質問なのですけれども、資料2の別添2で洗濯機が今回改正する理由として、ドラム容量をもつ洗濯機などに子供が中に入っても内側からあけられることを要求する規定の追加ということで、資料4-1の5ページ目、20.107項目のところの70Nの力で閉じた扉を内側からあけることができなければならないというのが、これに該当する箇所ということですかね。

○事務局（長澤）　　そうです。

○青柳委員　　子供を育てた経験からいって、多分こういうところに入ってしまうのは本当に小さい子で、力的に70Nがどのぐらいなのかよくわからないのですが、出せるとしたとしても、何かを押さないとあけられないとか、そういうことだと全くできないと思うのです。だから、ただ内側からグーンと押すだけであけられるとか単純な仕組みであけられるような規定は何か盛り込むことはできないのかと思いました。そうでないと、せっかく規定しても改正目的にはそぐわなくなってしまうのではないかと思いました。

○三木座長　　特にどうやって中からあけるということは詳しく書いていないのですね。どうですか。

○事務局（長澤）　　力のことについて規定はされているのですけれども、具体的にどのようにあけられるようにするべきかということについては、特に記述はないのです。

○青柳委員　　どのようにというところまでは、こういうところでは書き込めない仕組み

なのですか。

○遠藤課長補佐　　というか、国際規格で決まっているので、デビエーションはつけようと思えばつけられるのですが、そもそもまずJ I Sを決めるのは、民間、事業者側の原案を今度別の組織、我々とは違う標準委員会——審議会のレベルがほとんどだと思いますけれども、そちらのほうで審議する形になっているので、いきなり我々のほうでJ I Sにそういうデビエーションをつけるのはなかなか難しいところがあります。J I Sの委員会にも消費者の方もいらっしゃいますので、これでご了解いただいた形で、私どもも受け取っておりますので、ご懸念は重々理解するところではありますが、直ちにJ I Sを改正、この原案を変えるというのは、難しいのかなと考えております。

○青柳委員　　せっかく基準の中に織り込みましたといっても、現実問題事故防止につながらないと何か意味ないなと単純に思いました。

○遠藤課長補佐　　70Nが適当かどうかというところになるかと思うのですけれども。

○高橋委員　　I E C規格もそうですけれども、こういう規格というのは、通常使用状態を想定しているのです。想定外を考えたら切りがありませんから、それで国際規格ですから、いろいろな人種もいますし、生活態度も違いますよね。

○青柳委員　　ただ、今回の改正内容のところ、子供が中に入っても内側からあけられることを要求する規定の追加とかと書いてあったものですから、これはもう想定外のところですよ。通常使用ではない。

○高橋委員　　その子供というのはどういう子供なのかというのはどこかに書いてあるはずだと思います。「子供とは」と。小さい子供から幼稚園の子供もいますよね。よちよち歩きの子は入らない——いや、入るかもしれません。わかりませんが。

○遠藤課長補佐　　70Nにつきまして、妥当かどうかですけれども、3歳児の一般的な押す力の平均というのは83.45Nという調査もございまして、一応そういった想定されるお子様によって開くことが可能な数値というような客観的な検証はいただいているところもございまして。そもそも3歳児の押す力が83.45Nというのは本当かどうかという部分もあるかと思いますが、やはりそこはデータをもって比較検証して、70Nはけしからんということもあり得るかと思っておりますけれども、今までのところ客観的に得たデータ等から判断するに、あと国際規格における審議の場の検討も勘案すると70Nは妥当ではないかと思われるところでございます。

○三木座長　　よろしいですか。

○青柳委員　　そういう仕組みなら仕方ないと思います。

○三木座長　　他にいかがでしょうか。——よろしいですか。それでは、次に、No.4の説明をお願いいたします。

○事務局（三宅）　　では、続きまして、JIS C 8462-31、資料4—4でございます。家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ第31部：合成樹脂製のボックス、エンクロージャ、その他の附属品及びケーブル配線用スイッチボックスの個別要求事項についてです。非該当部分について説明させていただきます。

まず4ページ目、技術基準省令の第七条第二号に関する感電に対する保護の部分ですが、この製品は合成樹脂製の材料で構成されており、接触電流は流れないことにより、非該当が妥当と考えました。

次に、次のページ、5ページ目、第十条、火傷の防止部分ですが、こちらも、ボックス及びエンクロージャは電線及び充電部を保護するために使用される製品ですので、製品に電気を流さない、流れないことから、温度上昇しないので、火傷の危険はないため、非該当としております。

次、7ページですが、第十三条、電気用品から発せられる電磁波による危害の防止についてです。こちらも、この製品は電線及び充電部を保護するために使用される製品で、製品に電気を流さないことから、電磁波の発生源がないため、非該当が妥当と考えます。

8ページ目、第十五条、始動、再始動及び停止による危害の防止部分ですが、一般的に、不意な始動等によって人体や物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当としております。

続きまして、10ページ目、第十六条、保護協調及び組み合わせの部分ですが、こちらも、ボックス及びエンクロージャの製品は部品であるため、非該当が妥当と考えます。

次の第十七条、電磁的妨害に対する耐性の部分ですが、一般的に、電磁的妨害による誤動作により安全機能に障害が生じるおそれはないと考えられるため、非該当。

次の第十八条、雑音の強さ部分もボックス及びエンクロージャ等は電線及び充電部を保護するための製品ですので、製品に電気を流さないことから、電磁波の発生源がないため、非該当といたしました。

最後に、11ページ目以降ですが、第二十条の長期使用製品安全表示制度による表示の部分ですが、対象の製品ではないため、非該当といたしました。

その他の部分は、技術基準省令を満たす規格であると判断いたしました。

以上です。

○三木座長 ありがとうございます。ご意見などございますでしょうか。——よろしいですか。

それでは、引き続きまして、No.5に移りたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（三宅） 資料4—5をご確認ください。No.5のJIS C 8471-3-1、電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム—第3—1部、金属製線び、金属製線び用附属品及び金属製線び用ボックスの個別要求事項です。

まず5ページ目でございますが、第9条の火災の危険源からの保護の部分ですが、金属製線び等は、電線及び充電部を保護するために使用される金属製製品で、製品に電気を流さないことから温度上昇の可能性はないので、火災の危険がないということで、非該当と判断いたしました。

次の6ページ目ですが、第十条、火傷の防止部分で、こちらも、この製品は電線及び充電部を保護するために使用される製品で、製品に電気を流さないことから、温度の上昇がないので、火傷の危険はないため、非該当が妥当と考えております。

次、9ページ目ですが、第十二条、化学的危険源による危害又は損傷の防止部分です。こちらも、一般的に人体に危害、物件に損傷を与えるおそれがある化学物質の流出等がないため、非該当が妥当と考えております。

次の10ページ目、第十三条、電気用品から発せられる電磁波による危害の防止部分についてですが、こちらも、この製品は電線及び充電部を保護するために使用される製品で、製品に電気を流さないことから、電磁波の発生源がないため、非該当と判断いたしました。

次の11ページ目、第十五条、始動、再始動及び停止による危害の防止部分ですが、こちらも、一般的に、不意な始動等によって人体に危害を及ぼすおそれがないため、非該当。

次の12ページ目、第十六条、保護協調及び組み合わせですが、先ほどの規格と同じく、部品であるため、非該当が妥当と考えております。

次の十七条、電磁的妨害に対する耐性についてですが、一般的に、電磁的妨害による誤動作により安全機能に障害が生じるおそれはないため、非該当。

次の第十八条、雑音の強さですが、この製品、金属製線び、金属製線び用附属品及び金属製線び用ボックスは、電線及び充電部を保護する製品で、製品に電気を流さないことから、電磁波の発生源がないため、非該当と考えます。

14ページ以降の第二十条、長期使用製品安全表示制度による表示部分ですが、該当の製品ではないため、非該当を考えております。

以上です。

○三木座長 ご意見ございますでしょうか。どうぞ。

○高橋委員 5ページの12.3のところですか。ボンディングに対する電氣的連続性試験、これは多分 $5 \times 10^{-3} [\Omega]$ なのでしょうけれども、そのときの単位が1 mにつき、こういう言い方をするかどうかというのは初めてみたものですから確認してください。

それと、12.4、これは接触抵抗だと思います。接触で0.05というのは大体いい値だと思います。接触だと思いますので、これは修正してください。

○事務局（三宅） J I Sの本文中、接地抵抗とあります。

○梶屋委員 これは接地ではないですか。接触ではなくて接地だと思います。グラウンディングのことですよ。

○事務局（三宅） 確認させていただきます。

○藤原委員 よろしいですか。私も5ページ目で、これは $5 \text{ mm } \Omega / \text{m}$ 、これは1 m当たり $5 \text{ mm } \Omega$ という、こういう表記というのはよくあるのですが、私が知りたいのは、「金属線び」と「カップリング」です。「ボンディング」というのは高周波接地のことですが、金属線びの「線び」というのは何なのでしょう。また、金属線びとボンディングとのカップリングとなるとちょっとニュアンスが変わってしまいます。もとの原文はどうなっているかわからないのですけれども、金属線びとボンディングするための接地抵抗、これが接触抵抗になりますが、カップリングの抵抗というのは、私の分野でもちょっと聞いたことがありません。これは「結合」ですから、キャパシティブな結合も入ってしまって、例えば直流は流れなくても、高周波的には接触状態になるという、インピーダンスが小さくなるということなのですけれども、これはどっちの意味なのか、あやふやです。

○高橋委員 多分ボンディングというのは等電位ボンディングなのです。

○藤原委員 多点接地ですか。

○高橋委員 いや、等電位ボンディングというのは、金属線びとカップリングをボンディングすることなのです。

○藤原委員 ボンディングというのは、我々の分野では、要するに高周波接地のことですよ。

○高橋委員 いや、これはあくまでも低圧の電路ですから。

- 藤原委員 もちろん。でも、周波数の問題ですね。
- 高橋委員 低圧電路というのは50Hzしか考えていませんから。
- 藤原委員 商用周波数ですか。
- 高橋委員 そうです。
- 藤原委員 商用周波数でもボンディングという言葉を使うのですか。
- 高橋委員 当然使います。等電位ボンディング。
- 藤原委員 初めて知りました。
- 高橋委員 通信と我々電力の用語の違いがあるのです。
- 藤原委員 ボンディングというのは、我々の分野では高周波ですね。いずれにしても、「カップリング」というのは、どういう意味で使っておられるか教えていただきたいのですが。
- 高橋委員 カップリングというのは附属品なのです。
- 藤原委員 金属製ですか。
- 高橋委員 そうです。金属製です。
- 藤原委員 ということは、これは接触抵抗ですね。
- 高橋委員 接触抵抗であると思いますけれども、ただ、連続性の場合に接触抵抗とい
っていいかどうかわかりませんが、接触抵抗も含めて電気抵抗なのですよね。ボンディン
グするということは導通しますから、接触ではなくて、あくまでも人為的に導通して、で
すから抵抗なのです。
- 藤原委員 いや、導通するときには、圧力をかけて力学的に導通するわけでしょう。
- 高橋委員 電氣的に。こちらとこちらを。
- 藤原委員 力学的に圧縮して、電氣的に導通すると。
- 高橋委員 そうです。
- 藤原委員 そのときに、導通というのは、その接触抵抗、界面で抵抗はできますよ
ね。
- 高橋委員 ボンディングするときは接触抵抗は考えないのです。
- 藤原委員 電力分野では考えないのですか。
- 高橋委員 ええ、ボンディングというのは、そうなのです。電力と通信は相当違うの
です。グラウンドと接地はアースといたりします。
- 藤原委員 我々は「グラウンディング」といいます。

- 高橋委員 我々はアースですから。
- 藤原委員 やっぱり世界が違うからですか。
- 高橋委員 そうです。世界が違うと思います。
- 藤原委員 原文はどうなっていますか。多分検討されているとは思いますが、表現の問題だと思うのですが。後学のために教えていただきたいのですが、「線び」というのはどういうものなのですか。
- 三浦委員 私も線びが分かりません。
- 高橋委員 資料2の2ページに絵がありますよね。線びというのは、「とい」なのです。電氣的なといと同じようなことで、金属製でつくって、電線の保護のためにそこに電線を組み入れるのです。ですから、
- 遠藤課長補佐 これ（室内の実物を示す）です。
- 高橋委員 そうです。そういうのを線びというのです。いろいろな線びがありますが、
- 藤原委員 それを線びというのですか。
- 高橋委員 はい。
- 藤原委員 ということは、それはプラスチック、合成樹脂の線びですね。
- 遠藤課長補佐 こちらは合成樹脂製線びで、こちらは金属製線び。
- 高橋委員 あと金属製もある。
- 三浦委員 線のカバー、皮みたいなものですね。
- 藤原委員 それを線びというのですか。「び」というのはどんな字なのですか。
- 遠藤課長補佐 雨どいの「樋（とい）」です。
- 藤原委員 そういう字を書いていただければ分かりやすいのですが。
- 遠藤課長補佐 すみません、常用漢字ではないので、使えないらしいです。
- 藤原委員 平仮名で書くと分からないですね。ありがとうございました。
- 三木座長 そうすると、ちょっと確認したいのですが、資料4—5の5ページの第七条第2号のところですが、単位の確認と、それから接地抵抗というのは接触抵抗ではないか。これも確認してほしいということで、よろしいですか。
- 藤原委員 あと、「カップリング」の抵抗のカップリングというのが、原文はどのようになっているのか教えていただきたい。
- 三木座長 原文ということですね。
- 藤原委員 我々の世界ではこういう表現は使いませんので、気になります。

○高橋委員 2ページのところに書いてある金属製電線管類附属品のところ、括弧にカップリング、ノーマルベンド、エルボ、キャップとかいろいろな言葉があるのです。エルボというのは直角。同じようにカップリングというのは、ここをつなぐときに、そういう附属品を使うのです。

○藤原委員 そういう名称の物ですか。

○高橋委員 物です。

○三浦委員 名詞ですか。

○高橋委員 ええ、名詞です。

○遠藤課長補佐 製品の一般名。だから、線ぴの附属品類のエルボとか何かあるけれども、そんなの図は載っていませんが。

○藤原委員 わかりました。ありがとうございます。そうしましたら、結構です。

○三木座長 よろしいですか。

○藤原委員 理解しました。ありがとうございました。

○三木座長 他にございますでしょうか。

それでは、次にまいりたいと思います。次は、No.6になります。よろしくお願いします。

○事務局（三宅） 資料の4-6をごらんください。JIS C 8156、一般照明用電球形LEDランプ（電源電圧50V超）—安全仕様についてです。

8ページ目ですが、第十五条、始動、再始動及び停止による危害の防止部分ですが、一般的に、不意な始動等によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考えました。

次の9ページ目です。第十六条、保護協調及び組合せ部分ですが、このランプは部品であるため、非該当が妥当と考えます。

同じページの次の第十七条、電磁的妨害に対する耐性部分ですが、一般的に、電磁的妨害による誤動作により、安全機能に障害が生じるおそれはないため、非該当が妥当と考えております。

最後に、10ページ目、第二十条、長期使用製品安全表示制度による表示部分ですが、対象の5品目ではないため、非該当としております。

その他の部分は、全て技術基準省令を満たす規格と判断いたしました。

以上です。

○三木座長 ありがとうございました。ご意見ございますでしょうか。——よろしいで

しょうか。ご意見ありがとうございました。

今回提出のありました整合規格（案）につきましては、審査基準に適合しており、整合規格として妥当と判断できますので、残っております確認事項を除きまして、技術基準省令の解釈通達に追加することとしたいと思います。

確認部分ですが、まず資料4-3の2ページ、第三条第2項のところでした。これは高橋先生からの確認の要請でありました。

それから、先ほどありましたように、資料4-5の第七条第2号の部分です。単位と接触抵抗、接地抵抗のところを確認してほしい。この3つでしたか。

○高橋委員 先生、洗濯機については、資料4-1の第三条に、資料4-3に記載している第三条の表示説明が必要ではないですかということなのです。クラス0 I 機器を使っていますから、それは設置をしなければいけませんよね。私がみると、そういう記載が洗濯機にはないような気がしたので、その確認なのです。

○三木座長 それは確認していただくと。

○高橋委員 ええ。資料4-3は確認する必要ございません。

○三木座長 わかりました。資料4-1ですね。

○高橋委員 はい。

○三木座長 わかりました。これはどういう形で対応しましょうか、メールか何かですか。

○遠藤課長補佐 はい。この場では確認がとれませんので、関係者及び資料等を確認の上、ご質問いただいた高橋先生、藤原先生両名にメールを送って、まず確認いただいた後、他の委員にも展開させていただきまして、このワーキング全体として確認等とらせていただくという形で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○三木座長 よろしくお願いたします。

それでは、本日は、次回以降で整合確認予定のJ I S規格について、規格概要説明があるとのこと。事務局からお願いたします。

○事務局（長澤） 次回のワーキングについてですが、年度末のこともありまして、審議予定の規格数が非常に多く、2時間の枠におさまり切らないことが予想されます。そのため、前倒しで次回分の規格の概要についてご説明させていただきたいと思います。お手元の資料5をごらんください。

ただ、事前にご案内しました資料につきましては、誤りがありましたので、ちょっとこ

の場でおわびを申し上げたいと思います。誤っていた箇所ですが、7番目から11番目の規格の番号をJ60335-2-207というようにご案内しておりましたが、i P a dの資料にありますとおり、赤字が正しい表記となりまして、J60335-2-J7が正しい表記となります。大変申しわけございませんでした。

また、こちら挙げました規格につきましては、あくまで予定となりますので、変更となる可能性がございます。ご了承よろしくお願いいたします。

また、こちらの規格ですが、主にプラグ類が2規格、家庭用及びこれに類する電気機器が9規格、照明器具が2規格、その他が2規格ございます。具体的には、資料5別添1をごらんください。

まず1番目の規格ですが、J60309-1、採用されますJ I SはJIS C 8285の工業用プラグ、コンセント及びカプラについてです。

適用されます範囲は、直流又は500Hz以下の交流で用いられる定格電圧が1,000V以下で、定格電流が800A以下の、主として屋内又は屋外の工業用のプラグ、コンセント、電線カプラ及び機器用カプラについて規定されております。

対応する電気用品名は、配線器具の接続器類になっております。

主な改正内容としましては、対応する国際規格が改正されまして、適用範囲の定格動作電圧が旧規格では690V以下だったのが1,000V以下、定格電流が250V以下から800A以下に引き上げられまして、それらに関連する箇条等の規定内容が変更されております。また、耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性の試験方法について、これらの試験規格に対応するJ I Sを引用するなどの改正を行う予定となっております。

2番目の規格、J60320-1、採用されますJ I SはJIS C 8283-1、家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ—第1部：一般要求事項となります。

適用範囲としましては、家庭用及びこれに類する用途で使用する主電源用の電気機器への接続を目的とした接地極つき又は接地極なしの、2極の機器用カプラの一般要求事項について規定されております。

対応する電気用品名は、コードコネクタボディ、いわゆる延長コードの1口コンセントのところになります。それと器具用の差し込みプラグ、要は機器側の接続端子、コードセットの器具側のプラグとなっております。

主な改正内容としましては、対応する国際規格が改正されたことに伴いまして、その引用元でありますIEC 60320の規格群が再編成されたことに伴いまして、本規格にJIS C

8283-2-2を含めまして、標準化された機器用カプラのスタンダードシート及びゲージを削除しまして、JIS C 8283-3を新規に規定するなどの改正が行われました。

まず、プラグについてのご説明は以上となります。

○遠藤課長補佐　　続きまして、60335シリーズ、家電機器といわれる一連のものにつきまして、説明を加えます。

番号は3番目、電気脱水機のJISでございます。脱水機を組み込んだ洗濯機も含むということになっておりますけれども、これはいわゆる二層式の洗濯機の場合でございます。一層式の洗濯機につきましては、先ほどご審議いただきましたJIS C 9335-2-7のほうに含まれます。

改正につきましては、対応するIECの改正に伴うJIS改正によるものです。長期使用安全表示制度に基づく表示に関する要求事項も今回の改正に合わせまして、JISの要求事項に含まれるようにするという改正を行っております。

主な改正内容でございます不均衡負荷は何かといいますと、洗濯機に偏って入ってまして、脱水などをするときにごい音がする。そういった場合であっても壊れないということを確認するための試験でございます。この試験につきましては、追加されるのは電子機器の回路における故障状態も全てチェックする。例えば回路をショートしたものを試してみる、あるいはダイオードなどの部品の欠陥品に変えたものでテストしてみる。電子回路に依存する場合は、そういった電子回路の故障状態も一個一個潰していくという改正を行っております。

続きまして、番号4番目、JIS C 9335-2-32、いわゆるマッサージ器でございます。この規格につきましても、対応するIEC改正に伴いますJIS改正でございます。

主な改正ポイントといたしましては、水を用いた足マッサージ器を適用範囲に追加することでございます。ただし、日本の場合は、足のマッサージ器というのは、まだエアマッサージ器のほう主流でございます。とりあえず日本の市場性については余り影響がないところでございますけれども、一応国際整合化を進めている関係上、そういったJIS改正を行うというものでございます。

続きまして、資料裏側になりますが、番号でいいますと5番目、渦流浴槽機器、いわゆるジェットバスに関する機器でございます。

当該規格はJIS C 9335-2-60ですけれども、実は医療分野のJIS、T2005のほうで引用されております。薬機法における医療機器としての認証を行う場合は、JIS T2005に基づ

いて認証を行っているところなのですけれども、電気機器としての安全性の基準につきましては、実はこのJIS C 9335-2-65を引用しているという関係もございまして、JIS T2005で引用できるということを明確化するために改正を行うものでございます。

従前の改正前の規格ですと、適用しない機器の事例として、家庭用医療機器を含むというようになっていたのですけれども、当該の箇所、記述を削除いたしまして、結果として、家庭用医療機器も対象にできるというように改正したものでございます。

続きまして、番号6番目、JIS C 9335-2-102、温風暖房機でございます。

当該製品には、いわゆる石油ファンヒーター、FF式とか開放式とか呼ばれるものでございますけれども、これも対象に含まれております。定格消費電力の500W以下のものがございますと、ガス事業法でいうところの半密閉燃焼式ガストーブ、あるいは開放燃焼式、密閉燃焼式、屋内式ガストーブというものも該当いたしまして、実は余り事例はないのですけれども、ガス事業法と電気用品安全法の二重の対象になっている製品でございます。

改正の主な内容ですけれども、旧規格では、火花点火方式をいろいろ物理的に区分していたわけなのですが、結局パルス持続時間とパルス間隔で分類していたこともございまして、わざわざおのおの物理的な点火方式を規定することなく、直接パルス持続時間とパルス間隔で分類した要求事項を適用するというように改正されております。

続きまして、番号ですと7番目、JIS C 9335-2-207、水電解器、これはいわゆるアルカリイオン水といわれるものを生成する機器でございます。

一応アルカリイオン水につきましては、薬機法のほうで胃もたれの改善に効用があるということが認められているところでございます。

資料のほうでは、この規格、新規制定となっておりますけれども、これはちょっと誤りでございまして、JIS改正は2007年に既に直近の改正が行われております。その後、こういった家電製品の通則規格でございますJIS C 9335-1が2004年に改正されております。そのため、いろいろ引用する箇所とかが変わってきておりますので、今回のJIS改正は、それに対応するものでございます。

続きまして、3ページ目に移りまして、番号でいいますと、8番目、JIS C 9335-2-209、家庭用電気治療器でございます。

該当する電気用品名といたしましては、3種類ございまして、家庭用低周波治療器、あと、超短波治療器、最後に、家庭用電位治療器というものが対象になっております。

低周波治療器というのは、皮膚の表面より微弱な低周波電流を流しまして、患部を治療する、いわゆる肩凝りの緩和について効用が認められているものでございます。

対応する電気用品の2番目、家庭用超短波治療器でございますけれども、これは13MHzから2.45GHzまでの電磁波を患部に照射し、電磁波による温熱効果によって同様に肩凝りといったものの緩和という効用が認められているものでございます。

次に、3番目の家庭用電位治療器でございます。絶縁した状態で人体に電位を加えることによって、頭痛、肩凝り、不眠症及び慢性便秘に効用があるというように薬機法のほうでは認められているものでございます。

あと、お手元の資料のほうでは、新規というようになっておりますけれども、これも改正でございます。前回のJIS改正は2009年に行われておりまして、これは先ほどと同様、通則規格でございますJIS C 9335-1が2004年に改正されております。このため、それらに対応するために個別規格のほうを改正したというものでございます。

続きまして、通し番号9番目、JIS C 9335-2-210、家庭用磁気治療器でございます。これはいわゆる磁力によりまして、患部の凝り及び血行の改善が認められるとされているものでございます。

これも改正でございます。前回のJIS改正は2007年に行われております。その後、通則規格でございますJIS C 9335-1が改正されたことに伴いまして、それらの項目立てに対応するために、今回、改正を行ったものでございます。

続きまして、通し番号10番目、JIS C 9335-2-211、家庭用熱療法治療器でございます。これは、熱刺激を患部に与えまして、温熱効果による患部の肩凝り等の寛解という効用が認められているものでございます。

これも新規ではなくて改正でございます。直近の改正は2007年に行われております。その後行われました通則でありますところのJIS C 9335-1の2010年改正に対応するために、個別規格であります今規格を改正するものでございます。

続きまして、4ページ目でございますが、通し番号11、家庭用吸入器でございます。

対応する電気用品名として、電熱式吸入器、電動式吸入器とございますけれども、どちらも吸入器を霧状に噴霧、吸引させて、喉、あるいは鼻における不快感の改善ということで効用が認められてございます。

電熱式というのは、熱によって水蒸気を発生させるという原理、あと電動式というのは、モーターによって圧縮空気を発生させて、同じく吸入液を霧化させて、患部に適用する。

そういった原理の違いから分かれているものがございますけれども、期待される効用としては同様に、吸入液の薬効成分の噴霧による患部の不快感の改善が認められているものがございます。

これも同じく新規となっておりますけれども、改正でございます。前回の改正は2007年、通則規格JIS C 9335-1が変わりましたので、それに伴う項目立ての整理等の改正というところでございます。

○事務局（長澤）　　続きまして、12番目の規格、J60598-2-20、ライティングチェーンに関する安全性要求事項となります。

この規格は、電気光源を直列、並列などに組み合わせて接続しました屋内用又は屋外用のライティングチェーンであって、電源電圧が250V以下で使用するものの要求事項となっております。

対象となります電気用品名は、装飾用電灯器具となっております。i P a dの資料でご案内しておりますとおり、この季節、よく電灯装飾、イルミネーションされている器具に使われております。

主な改正内容としましては、対応する国際規格が改正されたことに伴いまして、後ほど述べますロープライトに関する要求事項を削除しまして、さらに適用範囲の光源の種類を白熱電球からLED光源を含む電気光源に変更したことに伴いまして、各箇条の規定を変更したという改正となっております。

続きまして、13番目の規格、J60598-2-21、ロープライトに関する安全性要求事項となります。

こちらは、交換できない電気光源を直列、並列に組み合わせて接続した屋内用又は屋外用のロープライトであって、電源電圧250V以下で使用するものの要求事項について規定されております。

対象となります電気用品名は、先ほどと同じく装飾用電灯器具となっております。物としましては、ページがちょっと変わりますが、i P a dの資料にありますチューブの中に光源が含まれている、内蔵されておりますチェーンとなっております。

改正内容ですが、対応する国際規格が新規に発行されたことに伴いまして、J I Sも新規に制定された規格となっております。

続きまして、14番目の規格ですが、こちらはまだ未採用、全く新規の規格となっております。採用されますJ I SはJIS C 62368-1、オーディオ／ビデオ、情報及び通信技術

機器の規格となっております。

この規格ですが、もともと国際規格でありますオーディオ・ビデオ機器の規格、IEC 6065と情報技術機器の規格でありますIEC 60950を集約して、新規に制定された規格となっております。それをJIS化したものとなっております。

ですので、対象となります電気用品名はテレビジョン受信機やラジオ受信機、電気楽器やそれらの直流電源装置、複写機、電動タイプライターなどが対象となっております。

続いて、15番目の規格ですが、こちらも全く新規の規格となっております。採用するJISはJIS C 3010、電線及び電気温床線の安全に関する要求事項となっております。

こちらの規格は、ベースとなるのが技術基準省令の解釈別表第一をもとにJIS化された規格を採用することとなっております。

ですので、対応する電気用品名は、ゴム絶縁電線、合成樹脂絶縁電線、蛍光灯電線、ネオン電線、ケーブル、電気温床線となっております。

説明は以上となります。

○三木座長 ありがとうございました。ご意見ございますでしょうか。

○三浦委員 1つ質問いいですか。1ページの3番の脱水機のところですが、スポーツジムなどで、水着とかタオルなどを脱水させるものや、水を入れて、自分で押しながら、脱水する脱水機という単体のものは入りますか。

○遠藤課長補佐 単体のものがまず対象です。加えて、洗濯機、二層式の脱水機も対象です。右側の絵をよくみると、脱水と書いてある脱水専用機の写真です。

○三浦委員 様々なタイプがありますが、それも入っているということですね。

○遠藤課長補佐 はい。

○三浦委員 「騒音」とおっしゃっていましたが、脱水機は物すごい振動がしまして、騒音よりも「振動」のほうが心配でかなり揺れたりしますが、ああいうものに対しても対応するということですね

○遠藤課長補佐 そうです。それに対する不平衡負荷。だから、原因は不平衡負荷で、音も出ます。

○三浦委員 音も出るし、揺れもするということですね。

○遠藤課長補佐 はい。1年ほど前に爆発する洗濯機というように報道されてきました。だから、この基準をクリアできない場合は、爆発する洗濯機になるという（笑声）。

○三浦委員 ということですね。わかりました。

また、これは余分な話なのですが、2ページにある電気マッサージ器で、今は水を用いた足マッサージ器は、確かに日本にはないかもしれないけれども、医療の現場なのか、健康増進法、法立っていろいろあるのですが、エステや体の改善のような施設が市場に広がり、そこでは様々なマッサージ器が置いてあったりします。

だから、今、日本になくても、いろいろなものが入ってくる可能性があるので、油断せずにいろいろ提示して、規格対応をしていくことが確かにいいと思っています。

○遠藤課長補佐　　そういった要望があれば対応は考えます。

○藤原委員　　よろしいですか。3ページについて考え方をお聞かせいただきたいのです。8番と9番、10番もそうかもしれませんけれども、これは家庭で使う電気治療器ですが、これらは医療機器に属しますか。

○遠藤課長補佐　　薬機法の中の医療機器の中に含まれます。

○藤原委員　　そのときに、医療機器というのはかなり厳しい定義がありますよね。これは家庭用で使う電気治療器ですから、私は電磁界の安全性で、例えば健康に影響を与える、与えないような電磁界の利用で国際ガイドライン、総務省の場合は電波防護指針というのがありますけれども、ICNIRPの場合は直流からですから、こういうものは恐らくICNIRPガイドラインを超えていると思うのです。健康に影響を与えるほどでない治療にはつながりません。

例えば、8番の電気治療器がありますけれども、これは電流を流すとおっしゃっていましたから、恐らくICNIRPのガイドライン（内部誘導電界）を超えていると思います。電気治療器で、この内部電界を超えなければ、健康には影響を与えませんが、逆に超えなければ治療にはつながらず、矛盾するわけです。そのときに、電気安全の考え方というのは、生命に危険を生じるとか、そういう視点で技術基準をお考えになっておられるのでしょうか。その場合、こういう健康影響の国際ガイドラインは無視していいのでしょうか。そこはどう考えたらよいのか、私も悩んでいるところなのです。

例えば、家庭用電位治療器というのがありますが、効果がある、ないというのは議論があるのですけれども、これは明らかに国際ガイドラインを超えていますし、商用周波数で使われる場合ですが、ガイドラインを超えなければ治療効果にはつながらない。もし健康な人がこれを使ったときに、体調、例えば心室細動を起こすとか、そうなったときにPL法で訴えられるおそれがあるのです。そういう場合、こういう技術基準を考えるとときにどうしたらいいのかについて、お考えをお聞かせいただければと思っています。

○遠藤課長補佐 家庭用治療器につきましては、薬機法の規制がかかっており、薬機法に基づいたJ I S Tシリーズができております。だから、簡単にいうと人体に対する影響の部分につきましては、薬機法のほうで引用していますJ I S Tシリーズでみる。一方で、電気用品としての性格もございますので、電気用品として他の家電製品と同レベルの電気に関する安全につきましては、JISCシリーズのほうでみる。簡単にいうとそういうデマケと理解しております。

○藤原委員 そのとき、薬機法で認められたものについては、例えば医師の指導のもとでというのだったら話はわかるのですけれども、一般の家庭で使用される場合はどうなのでしょう。

○遠藤課長補佐 その場合は、医師の指導が必要なものにつきましては、医療用というような分類に、カテゴリーにされていると理解しております。家庭用なので、医師の指導がなくても使っていていいと厚生労働省のほうで了解がとれている機器と理解しています。

○藤原委員 そうしますと、国際ガイドラインを超えないと治療効果がないですよね。

○遠藤課長補佐 すみません、それは何の国際ガイドラインなのでしょう。

○藤原委員 I C N I R Pです。いわゆる国際非電離放射線防護委員会が公開している電磁界の安全性ガイドラインです。

○遠藤課長補佐 そういう意味ですか。

○藤原委員 ええ。わが国では総務省の電波防護指針がありますが、これはI C N I R Pと整合しています。

○遠藤課長補佐 だから、電波の生体影響に関する国連だったかの委員会が出されたガイドラインですよ。

○藤原委員 そのとおりです。

○遠藤課長補佐 そのガイドラインの数値を超えているおそれがあるのではないかと、うご指摘ですね。

○藤原委員 ガイドラインを超えなければ、健康影響には何の問題もありません。健康に影響を与えないような電磁界の強さを安全性ガイドラインとして公開されていますので、もしその範囲内での電気治療器とうたと、効果は疑問視されます。

○遠藤課長補佐 超えないと治療効果がないというのはどこかに書いてあるのですか。

○藤原委員 そういう記述はありませんが、電気治療器で健康に何の影響も与えず、治療効果だけあがる例は、小生の知る限りみたことはありません。

○三浦委員 おっしゃることはすごくわかります。であるにもかかわらず、ここで治療器と銘打ってしまっているのということですね。

○藤原委員 はい。

○遠藤課長補佐 治療効果を認めるのは、厚生労働省なので、そちらに確認をとるということですね。

○藤原委員 考え方をお聞かせいただきたい。といいますのは、私、いろいろなところから、そういうものを質問されるのです。そのときに答えに窮するわけです。

○三浦委員 分かります。私だったら質問します。

○事務局（三宅） J I Sとか電安法上での電気用品名で治療器というのがどういう意味合いなのかということでしょうか。

○藤原委員 恐らく電安法の場合は、心室細動を起こすとか生命に危険を及ぼさないというのが条件だと思うのです。もう一方、電磁界が人体に影響を与えない、健康に影響を与えないというガイドラインが国際的に示されていますよね。だから、それは多分逸脱しないと治療器につながらない。でも、治療器でも、生命に危険を及ぼさない範囲であるならば、整合規格等で電気用品安全法として多分認められてきたのかなと今思ったのですけれども、ただ、それは国際ガイドラインを超えている可能性がありますので、家庭用で使う場合に、もし事故が起きた場合が問題です。家庭用ですから治療目的ではないのに健康に影響を与えた場合にP L法で訴えられる可能性はありませんかという話です。

だから、こういう規格を出すときに、国際ガイドラインとの関係で、どのような考え方でこういうものを認められるかについて、私も分からないので、お考えをお聞かせいただければと思うのです。

○遠藤課長補佐 低出力の電磁波による生体影響については、少なくとも電安法では求めておりませんので、こういうものを市販するにおいては、薬機法を所管しております厚生労働省のほうで確認をとっているものというように推測します。ですので、その考え方がどうなっているかというのを、ホームヘルス機器の団体がございますので、それを通じて確認させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○藤原委員 ありがとうございます。

○三木座長 これは次回のワーキングですね。

○遠藤課長補佐 次回のワーキングまでに確認します。

○三木座長 ついでに質問したいのですが、8番、9番、10番で、主な改正内容で対応

する国際規格はないと書いてありますが、これはないのですね。日本での改正はされているけれども、新規ではないのですね。

○遠藤課長補佐 2-200番シリーズは全部対応する国際規格はありません。

○三木座長 ないのですね。

○遠藤課長補佐 日本独自です。

○三木座長 ということは、こういう製品は海外にはないのですね。他にございませんか。――よろしいでしょうか。

ただいま藤原委員からあった質問に関しては、次回のワーキングの時に回答していただくということで、お願いしたいと思います。

ただいま概要説明ございましたけれども、その規格につきましては、次回のワーキングで整合確認を行っていただく予定です。

本日本予定の議題につきましては、以上であります。何か他にございますでしょうか。

それでは、事務局から連絡があります。よろしく申し上げます。

○事務局（三宅） 今回、このワーキングは12回目を迎えましたが、ワーキングの設置当初から審議にご協力いただいております高橋委員ですが、今回が最後のご参加となります。高橋委員には、これまで電気用品の感電に対する保護、接地システムの観点から整合規格（案）の評価、ご検討、ご指摘いただきました。多大な貢献をいただき、本当にありがとうございました（拍手）。先生から一言いただけませんかでしょうか。

○高橋委員 留年してもいいかなと思いましたが、規定があるようで、無事卒業することができました。

私は接地を専門としておりまして、接地も電力用の接地、あるいは情報機器の設置といろいろあるのですが、感電に興味をもったのは、私はTC64の国際会議、40年ぐらい前から毎回出席しているのですけれども、そのときにビーゲルマイヤーという人がいまして、人体実験をしたという方です。彼と親しくなりまして、それからULのスケナブさんと3人で、ULから低圧電導の電気安全の本を出したことがありまして、そのころから感電に興味をもってやってまいりました。

ですから、今回も電気用品のメンバーになるときに、電気安全という立場で委員になったかと思いますが、私としては非常に貴重な経験でございました。70で定年、3月で定年になりまして、これから先、4月から暇になりますので、住まいの電気安全の本を今つくっていますので、つくったら皆さんにご紹介いたします。主婦の方が電気は怖いという概

念をもっていますけれども、それ以上にご主人が電気が怖いという、男性のほうが怖がるらしいのです。その辺も含めて、住まいの電気安全はどうあるべきかということで、その節はよろしく読んでいただきたいと思います。

いろいろと勉強させていただきました。ありがとうございました。

○三木座長 他に事務局から何かありますか。

○事務局（三宅） 次回のワーキングですが、5月ごろに開催したいと思っております。日程については、また調整させていただきます。

以上です。

○三木座長 それでは、以上をもちまして、第12回電気用品整合規格検討ワーキンググループを終了いたします。どうもありがとうございました。

——了——

問い合わせ先

経済産業省産業保安グループ製品安全課

電話：03-3501-4707

FAX：03-3501-6201